

# 入院時の食事療養費について

入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)を届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温(夕食は午後6時以降)で提供しています。

尚、入院時の食事療養費の自己負担額は以下のとおりです。

区 分	1食あたり負担額
	令和6年6月1日時点
一般の方	490円
難病指定	280円
住民税非課税世帯	230円
住民税非課税世帯 過去1年間の入院日数が 90日を超えている場合	180円
住民税非課税世帯 所得が一定基準に満たない 70才以上の高齢受給者	110円

また、予め定められた日に予めお知らせしたメニューから以下の自己負担により特別メニューの食事を希望により選択できます

選択メニュー(事前申込制)	17円
---------------	-----